

= 固定資産所有者の皆様へ =



土地、家屋及び償却資産の ～実地調査を行っています～

固定資産税は、毎年1月1日現在の固定資産(土地、家屋及び償却資産)の現況で課税されるため、適正かつ公平な課税を行うためには、利用状況の把握が必要となります。

町では、地方税法の規定に基づいた実地調査を随時行っており、必要に応じて、資料提供や現地立会い等を依頼することもありますので、適切なお対応とご協力をお願いします。

実地調査の概要 (及び調査後の対応例)

<土地・家屋>

税務課職員(固定資産評価補助員)が定期的な巡回により、課税と現況の相違について調査します。調査により相違が認められる場合は、さらに詳細な現地調査を行います。

<“課税と現況の相違”の具体例>

- 例① 課税地目は「畑」となっているが、現況は作業場や資材置き場として利用されている。
⇒ 1月1日現在で利用状況が変わりがなければ、登記地目に関係なく「雑種地」と認定し、翌年度から「雑種地」として課税します。
- 例② 課税台帳に登録されていない「家屋」が建っている。(H30年中の新築・増築を含む)
⇒ 家屋所有者の了解を得た上で評価額算定のための“家屋調査”を行わせていただき、その家屋の課税を行います。

<償却資産>

関係機関との情報連携や減価償却資産明細書等の書類調査により、不申告や申告内容(取得日・取得価格等)の誤り等についての調査を行います。

必要に応じて資産の現物確認も行います。

<“不申告や申告内容の誤り”の具体例>

- 例① 太陽光発電設備(10kw以上)が設置されているが償却資産の申告がされていない。
⇒ 関係機関に照会を行い、設備所有者を特定します。当該所有者に申告漏れとなっている年度分の申告書提出を依頼し、申告書受領後に過年度分も含めた課税を行います。
- 例② 町が定期的に行っている国税資料調査で償却資産申告書との相違が見つかった。
⇒ 詳細な書類調査及び現地調査を行い、所有者に修正申告書の提出を依頼します。修正申告書受領後に現年度及び過年度分の税額更正を行います。